

【議事概要】第5回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会

○日時：平成30年1月22日13:30～15:00

○場所：中央合同庁舎2号館 講堂

**【議事概要】**

(局長挨拶)

(座長挨拶)

(事務局より資料に沿って説明)

(出席委員より提出された意見書の説明)

(委員からの意見概要)

- バリアフリー法の改正で、共生社会の実現、社会的障壁の除去を明確化していただいたことに関して深く感謝申し上げる。
- 鉄道駅利用者による声かけの一環として、見た目にはわからない発達障害を知っていただくため、乗りながらじっと見るができるよう、電車の中などにポスターなどを張ってほしい。
- 接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューについて、ステップを踏んだ研修にして欲しい。また、円滑な移動のためには企業同士の連携が必要不可欠。
- 電話リレーサービス（聞こえない人が電話をしたいときに、画面の手話通訳を通して電話ができるというシステム）をそれぞれの施設、少なくとも駅等ターミナルに1カ所ずつ取りつける取り組みをしてほしい。
- 大きなバスターミナルなどでチケットを買うとき、障害者手帳を活用する場合でも、ネットで障害者割引のチケットが簡単に申し込みできるようなシステムにしてほしい。
- 手話マーク、筆談マークについて、まだまだ広まっていないので、バスターミナルや観光地に取りつけてほしい。
- 今回、理念規定として障害の社会モデルというものが入ったが、せっかく社会モデルが入ったのであれば、障害の定義についても知的・精神・発達障害、難病等を加えていただきたい。
- これまで目的に移動の権利が入っていないためにさまざまな不当な扱い、乗車拒否、搭乗拒否というものが起きていたので、ぜひ入れていただきたい。権利という言葉を入れ

ることが法律上難しいとしても、切れ目なく移動の連続を確保するという形で目的の中に明記してほしい。

- 評価会議を進めるに当たっては、UD2020の行動計画の内容に沿った位置づけでもって明記していただきたい。施策に対しての評価だけではなく障害当事者を加えたユーザビリティの観点も評価することも明記してほしい。
- バリアフリー整備の基準を全国的なレベルで上げるため、今までの大都市、首都圏への一極集中型の投資がなされて、そこだけがバリアフリー基準が上がっているが、移動という観点からすれば、移動する際の両地点でバリアフリーが必要だが、今後、各地域毎にマスタープランをつくれれば、かなり改善されていくのではと思う。
- 継続した検証作業が必要だが、必ず高齢者や障害者の意見が反映されるように、検証委員会は必ず障害当事者とか高齢者が委員の半数を占めて、きちんと意見が反映されていくことが担保されることを強くお願いしたい。
- 障害者の移動の権利をどこかできちんと権利としてあるということを明確にしていく必要がある。
- これまで4回の会議の内容が非常によく施策に入っている。心のバリアフリーや評価システムが入ったことは、今後のバリアフリー法を運用していくときに非常にいい方向。
- 情報提供について、ネットサーフィンするときに視覚障害者がたどり着きやすい情報環境をガイドライン等を通じてつくってほしい。
- 観光地のホテルについて、お風呂に入ってシャンプーかリンスかなどが全くわからない。特に世の中では視覚障害者用に手で触ってわかるようなものを使われているが、ホテル等では全くそういうことが考慮されていない。
- 盲導犬利用者が旅行するときに、盲導犬が入れるかどうか、あるいはトイレがあるかどうかといったようなことを調べられるよう、ガイドライン等で検討していただきたい。
- 交通安全について、障害者に対する研修が入ったことについて大変ありがたい。安全な外出をするためには、障害者自身もどうすれば安全、安心に移動できるのかということを知る必要がある。また、子供に対する教育、企業その他大人に対する研修が入ったことについて、大変高く評価をしたい。
- 建築物のバリアフリー化について、特に都道府県についてはまだまだ非常に少なく、委任条例作成をぜひとも義務化していただきたい。そうしないと委任条例は進んでいかない。
- 基本構想について、都道府県が助言するだけではなくて、市町村に対して人材であったり、財政的な支援も含めて関与していくことを検討していただきたい。特に多事業者が入るターミナルなどではなかなか市町村だけでは調整ができない。

- 市町村がマスタープランをつくる時の基本方針に、小規模店舗のバリアフリー整備を位置づけてほしい。また、交通結節点に関して、事前届出と同時に事前協議というものも考えてほしい。
- 基本構想を作りっぱなしのところについて、実効性を上げるためにも定期評価見直しは努力義務ではなく、義務化しない限りなかなか進んでいかないのではないか。
- 今回のバリアフリー法改正は、前回改正から12年経っており、法律の中の附則第7条の中で見直し規定というのが書かれているのだから、定期的に5年ごとに見直しをするということを書き込んでいただきたい。
- 点字ブロックについて、敷設されてから相当年数がたち、杖をついている人たちや車椅子利用者にとってバリアになっていることがある。
- 電線地中化に伴って、歩道にかなり傾斜がついてしまっていることがあるので、基準の改正につけ加えてほしい。
- 観光について、交通のバリアによりなかなか地方へ観光客が来にくい。雪の多い地域ではまだまだバリアフリーは進んでいるとは言えず、生活面でも家から一歩も出られないような高齢者がたくさん住んでおり何とかしてほしい。
- バリアフリー情報提供だけでなく、一般の建物の中のさまざまな館内放送などについて、聞こえない人についてのバリアも取り除くことも含めていただきたい。
- 職員研修について、聞こえない人だけのグループでの旅行が断られたり、聞こえる人を必ず入れるよう要求されることがないように研修を行っていただきたい。
- 国及び国民の責務として心のバリアフリーが位置づけられているが、責務というふうに明記した場合、果たせなかったときというのはどうなのか。
- マスタープランと基本構想の努力義務化はとてもありがたい。ようやく面的整備が進む。この中で、できれば作成の金銭的な支援について検討をさらにもお願いをしたい。
- 交通結節点における事前届出について、建築物のほうの民地とのつなぎ方についても検討をしていただきたい。
- 基本構想の特定事業計画により建築物、公共交通機関等さまざまなものが義務化されるが、地方公共団体の区域を絞って制定される委任条例と基本構想の関係、あるいは特定事業計画との関係を明らかにすべき。もし区域を限定した形で義務基準強化ということになると、建築物だと建築基準法に該当するという形になるので、こちらも努力義務である基本構想との関連性を明確にしてほしい。
- 避難所となる学校のバリアフリー化について、災害時というだけではなくて、もう少し踏み込んだ議論ができないか。
- マスタープラン制度はよい提案だと思うので、これから面的バリアフリーを補強・具体

化していくことが重要。そのなかでガイドラインや、各市町村の基本構想のポイントが  
取り組まれることも大事。

- 現在の基本構想制度は、ナショナルスタンダードになっていて、田舎やバリアフリーの  
先進的な大阪などには当てはまらない。新しく提案されているマスタープランの中で地  
域に固有的なものにしっかりと取り組んでいこう、ガイドラインにも盛り込んで欲し  
い。